

○予算決算委員会総務分科会

平成30年9月14日（金曜日）

午前10時 0分 再開

午後 4時20分 閉会

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本会議でもあらかじめ通告しておりましたように決算及び予算編成について質疑いたします。

まずは、財政課長にお尋ねをいたします。

行政の財政上の議論は予算に関心が向けられがちであります。決算について十分な分析を行って次の税制や予算編成に結びつけていくということが、広い意味で財政民主主義の重要な要素を構成するものでありますから、決算の意義は決して軽視してはならないものと認識しております。

そこで、基本的なところの質問でございますが、奈良市財政において前年度の決算をどのようにして翌年度の予算編成に生かしているのかという点について御説明ください。

○小西啓詞財政課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

決算についてでございますが、決算額や不用額といった金額だけではなく、その事業の成果も含めて予算編成の中で検証を行い、その必要性及び合理性、効率性等の視点から分析し、予算編成において反映するよう努めているところでございます。

平成31年度予算編成では、市民に真に必要な事業なのか、どのように市民福祉が向上するのかという観点でしっかりと見直しを行い、予算編成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○三橋和史委員 この点はほかの議員からも今議会でたびたび質疑されているところでございますけれども、来年度、平成31年度の予算編成に当たりまして、今年度は各部署に対して8月31日までの期限で予算要求を求めていたということでございます。8月と言いますと、いまだに前年度の決算が公に出ておらず、議会の審査にも付されていない時期であります。これをどのようにして決算の内容を予算編成に生かしているのか、この点については客観的に不透明であります。まして当年度中に新たに予算計上の必要性が生じた場合であっても、8月31日を過ぎているということは容易に想像がつくわけでありまして、それらの点は弾力的な対応をすべきであると思っておりますが、具体的にどのような姿勢で編成に当たられるのかお聞かせください。

○小西啓詞財政課長 お答えいたします。

十分に事業の必要性や最適な手法を精査し、検討を行うために、今回は予算編成の日程を前倒ししてございます。一方で、国の予算編成の動向や議会での決算審議、また今年度の事業の執行状況など、今後、予算編成過程において考慮し、反映をすべき点については、随時適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 私も県で職員をしておりましたので経験がございますけれども、やはり一般の民間企業と違いまして、行政が何か新しい事業をしなければいけない、あるいは既存の事業について

でも修正を加えていかなければならないといった場合であっても、容易に財政上の措置は柔軟に対応できるという制度にはなっていないんですね。それは財政民主主義だから仕方がないんですけども、やはりそういった観点を念頭に置くと、8月31日までに各部署に対して予算要求をしてくださいというのはやはり早過ぎる。それ以降に新規事業の必要性を現場の職員、各部署の職員から必要性を感じているという求めがあっても、翌年度の予算編成に当たって計上する機会を逸する、そうなれば、またさらに翌年度、トータルで新規事業化するまでに2年かかるというような、すごく遅きに失するような行政運営になってしまいかねないという懸念を持っております。

そこは、財政当局の事情だけではなくて、各所管している課の一線を担っている職員さんの財政に対するそういう要望と言いますか必要性、これを十分に酌み取った上で、今後、翌年度の予算編成に生かしていただきたい。言うまでもなく議会審議の過程を十分考慮して翌年度の予算編成にも当たっていただきたい、その点はいかがですか。

○小西啓詞財政課長 お答えいたします。

先ほども言いましたが、事業の必要性等も考慮しまして弾力的な対応を考えていきたいと考えております。

以上です。

○三橋和史委員 ぜひそのようにお願いをいたします。課長、ありがとうございました。

次に、平成29年度決算における市税収入状況を見ますと、徴収率については現年課税分と滞納繰越分をあわせた全体としては96.8%であり、前年度に比べて0.9%の上昇であります。

これまでの私の質問に対して、滞納徴収員等を増員して体制の強化を図っている旨の議会答弁もあり、徴収率が向上していることについては評価することができるところであります。一線を担う徴税吏員の不足の問題も含めて、体制強化のために継続的な見直しを加えていくとともに、今後も引き続いて徴収率の向上については取り組んでいくべきものと考えます。

そこで、この分野の一つとして、従前から取り上げておりました税務に関する催告封筒のデザインについて、滞納整理課長にお尋ねをいたします。

目を引くデザインの催告封筒の導入については、平成30年、本年2月の総務委員会から提案してきた事項であり、市長の御賢察もありまして5月ごろから実際に導入され、8月の総務委員会でも、滞納本税に占める納付額の割合について、前年度比124%の成果が出ているということで御報告をいただきました。その後、最新の状況を踏まえた実績についてお示してください。

○池本 剛滞納整理課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

催告封筒の効果として、先ほど委員もお述べのとおり、滞納本税に占める納付額の比率を比較したところ、6月分では前年度比124%になっている旨を御報告させていただいたところではございます。7月分につきましても、さらに顕著な効果を及ぼしており、前年度比162%となっております。なお、デザインを変更した封筒の導入後の累計額で見ましても、前年度比140%を超える成果となっております。

今後も、徴収強化及び徴収率の向上の一役として積極的に活用していきたいというふう考えているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 8月にお聞きしました6月の前年度比124%という数字でも、大きな成果であると考えておりましたが、7月分について162%というより顕著な成果が出ているということですので、ばらしい取り組みであると考えております。累計分についても140%を超えているということで、

この効果は明らかでありますから、市民サービスの向上の観点から、そして公正公平な徴税事務の観点から、ほかの取り組みとあわせて継続的な努力を求めておきたいと思っております。

観点を改めて申し上げますけれども、地方税法上、徴税吏員には国税徴収の例によって滞納者等に対して質問権、検査権、搜索、差し押さえの権限が認められているわけでありますから、この権限を適正に執行しようとする職員がかえって萎縮してしまうような内部的な評価のあり方には、私は反対でございますし、滞納者への過剰な配慮によって不納欠損に至るといったようなことはあってはならないというふうに考えております。滞納処分、またそのための検査を拒否、妨害する行為は犯罪行為でありますから、適正手続を保障しながら粛々と職務遂行に当たっていただくよう私からは求めておきたいと思っております。

また、そのような公権的な権限が与えられているということを踏まえて、言うまでもなく徴税吏員においては、その知見、技能向上に努めていただきたいというふうに思っておりますが、この点に関して簡単で結構ですので御答弁いただけますか。

○池本 剛滞納整理課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

徴税吏員の滞納処分につきましては、適正かつ厳正に対応していくべきものであり、納税折衝においては整々粛々と行っていくべきものであるというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 公正公平な適正課税、適正徴収に努めていただくようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

次に、延滞金の調定方法について、奈良市会計規則第11条の解釈の観点から、会計管理者にお尋ねをいたします。

昨年、平成29年9月の決算審査等特別委員会において、私から決算の延滞金の調定額と収入済額が同金額になっている点に関して、その理由について質疑いたしました。この点については事後調定を行っているものと思われ、それが認められる法的根拠についても質疑を重ねてまいりました。その後の総務委員会においては、この点は私の質疑の趣旨を踏まえて一定程度取り組みの改善を検討されていたようですが、平成29年度決算書類を見ましても、やはり事後調定という方法自体が改められるということはありませんでした。

今回の決算審査意見書には、監査委員の意見としましても、私が1年前から申し上げてまいりましたとおり、延滞金額が確定した時点で速やかに調定を行い、市の債権として適切に管理されたいという内容が付されておまして、会計規則どおりに取り扱うよう求められているところであります。

これらを踏まえて改めてお尋ねをいたしますが、地方自治法第231条の法意に照らしても、調定は歳入原因発生の都度速やかに行わなければならないということに鑑みますと、決算基準日時点の延滞金を未収債権として認識し、収入未済金として計上すべきではないかという点ないし少なくとも本税が完納され、確定した延滞金については事前調定を行うべきではないかという点に関して、会計管理者の見解をお示してください。

○中西寿人会計契約部長 三橋委員からの御質問にお答えいたします。

地方税の延滞金につきましては、奈良市会計規則、また地方自治法施行令によりまして、本市といたしましては事後調定の手続によって取り扱ってきたものでございます。

しかし、昨年の決算審査等特別委員会においての三橋委員からの御指摘、この中では本税が完納されて延滞金が確定した時点で調定すべきという御指摘、また今般、今お話がありましたけれ

ども、決算審査意見書でも同様の意見が出されているところがございます。

会計管理者としての見解というところがございますが、延滞金の徴収業務を厳正に行っていかなければならないという観点からも、御指摘いただいた内容につきましては真摯に受けとめさせていただいているところがございます。主務課におきましては、事務処理を進めていく上においていろんな課題もあるかとは思いますが、確定した延滞金については事前に調定を行い、市の債権としてしっかりと管理していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 実質的に対応を改めていただくということかというふうに思います。指摘した内容のとおり、税務部局におきましては規則を所管する会計管理者の御見解に従った対応を当然のこととして求めておきたいというふうに思います。

非常に細かい点を質疑しているように思われるかもわかりませんが、一連の経緯で率直に違和感を覚えるのが去年の9月、決算審査等特別委員会で私、議員としての立場で指摘させていただいて、その後は特に対応を改めるようなところまではかなり時間がかかっているんですね。そして、今般、監査委員からの指摘があったということで、実質対応を改めていくと、その必要があるものという御答弁でございましたが、この2つで議員の場合と監査委員の場合と同じことを言っているのに市の対応が異なるという点について、やはりひっかかるんですね。行政執行を考える上で非常に重要なことだと思うんです。同じ法的に正当なことを申し上げていても、相手によって対応が変わり得るという状態なんじゃないかというふうに思うんです。

やはりこの点は法令の解釈適用に当たっては、奈良市役所、役所としての責任ある機能が期待されるわけですから、相手が議員であろうが監査委員であろうが市民であろうが誰が相手であっても、寄せられる意見をしっかりと受けとめて何が正しいかを主体的に判断する能力を磨いて、その判断に従って適正な対応を講じていく、こういった姿勢が行政には求められるのではないかというふうに思います。

従前から法務能力の向上ということを再三にわたって申し上げておりますけれども、今回の件は一例にすぎないものとして、全庁的な意識の持ち方、考え方の上で留意していただくよう求めておきます。

次に、情報化推進事業や防災対策事業として取り組まれていることが今回の決算書類でもうかがえますけれども、この2つをあわせた観点から避難情報の発令方法について、危機管理課長に質問いたします。

ことしも大雨や台風などによって、奈良市においても幾度かにわたって避難情報を発令されております。避難勧告、避難指示についてもそうですが、奈良市では基本的に小学校区単位で発令しているようではありますが、同じ小学校区内であっても地理的条件も地域によっては異なるわけでありまして、一律に小学校区を対象にするというのでは避難情報の発令の仕方としては大ざっぱ過ぎるのではないかと考えております。

奈良県が指定している土砂災害警戒区域等についても、2500分の1の縮尺地図で表示されておりますし、位置情報としての電子データとして提供を受けております。雨量情報や土壌雨量指数についても細かい単位で市町村に提供されているシステムが存在するわけですから、防災対策の意識が高いところではそれらを的確に確認してより丁寧に、例えばこの地域の土砂災害警戒区域に含まれる世帯、浸水想定区域に含まれる世帯などといったように、丁寧に具体的に対象を示して避難情報が出されております。

本来であれば、小学校区内の一部だけを対象に避難情報を発令すべきところ、現在の奈良市の方法では、小学校区を一くくりにして発令しているわけですから、本来は地形などの地理的な条件などから避難が全く不要な世帯にまで避難を勧告している、あるいは指示してしまっているというのが現状であって、場合によってはそれはかえって避難行動による危険を招来したり、避難者の集中による避難所の運営に支障を来したりするおそれがあるものというふうに考えます。

この点、従前から申し上げておりますように、GISなどのシステムを有効に活用しながら改善していくべきではないかと考えますけれども、危機管理課長の見解をお示してください。

○村上進一危機管理課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

避難情報の発令方法の改善についての御質問でございます。

災害発生地域を明確に予測することは困難であるところでございますが、委員御指摘のように全く不必要な地域に避難情報等を発令して無用な混乱を招かないようにすることも必要であると考えているところでございます。

委員御提案のGIS等をどの程度活用できるのか、また避難情報の発出要領について、そのメリット、デメリットその他含めまして調査検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 奈良県も莫大な費用を投じてシステムを構築して、必要な災害情報を県内市町村に提供する体制もとっているわけでありますから、肝心の市においてそれらを使いこなせないというような状況では意味がないわけであります。

さきの総務委員会でもオープンデータの取り組みを促しまして、目下庁内における情報共有を進めるという副市長の答弁もありました。何度も申し上げてまいりましたが、市民からお預かりして構築したシステム、分析して得られた情報、これらが無駄に眠らせていただきたくないという思いがあります。

GISなどのシステム、私自身もこの質問をするためにかなり勉強をさせていただきました。市が保有する世帯情報や災害情報を複合的に活用しながら有効な情報発信が市民に対してできるように、職員の皆さん自身の能力を高めていくことにも取り組んでいただきたいたいというふうに思っていますが、その点はいかがですか。

○村上進一危機管理課長 御質問にお答えいたします。

委員お述べのとおりGISの活用におきましては、あらゆるデータにつきまして総合的に市民の方に提供していく必要があるというふうに考えております。また、その活用につきましても、先ほど申し上げましたように必要である部分につきましては、今後前向きに検討のほうをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 システムの活用方法を少し工夫するだけで、経費を最小に抑えながら大きな効果をもたらす方法もあるはずですから、知恵を絞って努力を傾注して実現に向けて取り組んでいただきたいたいというふうに思います。ありがとうございました。

次に、耐震改修についてでございますが、本会議でも取り上げた事項でございます。地域防災計画にも載っております防災という観点から、構造耐震指標が異常なまでの低水準であり、日々生徒たちの安全が保障されていない実態にあるという県立奈良高等学校でございます。

所管行政庁として奈良市の姿勢が問われるところでもあるということは、本会議でも申し上げたところであります。本会議、今週月曜日に市長から行政指導を行うと答弁があり、その内容を

聞いて私は安心したというふうに申し上げました。そして、今週は、既に本日は金曜日でございます。既に指導の文書は発出されたのかどうか、お聞かせいただけますか。

○津山恭之副市長 今、委員おっしゃいました本会議におきましての市長が行政指導を進めていく、それは確かに御答弁をさせていただきました。以降、私は委員会をほぼ毎日やっておりますので確認はできておりませんが、所管課としては調整を進めているものと思っております、現在のところ私自身はまだ確認が行えておりません。

○三橋和史委員 本会議でも申し上げたわけであって、市長は行政指導をしていくという明確な答弁をされたわけでありますね。指導することは決まっているのに、本日、月曜日から起算して既に金曜日、5日目でありますね。この間一体何をしているのかという疑問が湧くわけでありますが、市長と所管課が対応されているということでは答弁になっていないと思うんですね。やはり奈良市内の防災に関する事柄でありますから、しかも本会議で市長は答弁されているわけですよね。答弁をしておいて、議会さえ乗り切れればいいんだというような姿勢では困るわけですね。実体を伴っていただかないと行政としてはおかしいわけです。その点、直ちに対応していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○津山恭之副市長 当然、答弁させていただいた内容ですので進めていくことには間違いのないところと思っております。ただ私自身がこの委員会に出席しておりますので把握していないということだけは事実でありまして、したがって、本日、この委員会が終了いたしましたら改めて確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 地域防災計画にも、やはり市内の耐震改修ということで書かれているんです。地域防災計画の実践の話は私は申し上げているつもりであって、本会議でも月曜日、市長は答弁された。その後、もう既に金曜日、5日目でありますね。議会が開かれているから行政が滞っているんだということであれば、高校生たちの命が後回しにされているというようなメッセージにも受け取られかねない。私は、本会議でも申し上げましたように防災に関して、この点は市長も非常に意識高く持って努力を傾注しておられるのかなという印象を最近は持っていたんですけども、本日確認してみたら、まだ本会議の答弁どおりの指導を行っていないということが判明いたしまして、非常に驚いておりますし、奈良市の姿勢さえも疑わざるを得ない。やはり防災に力を入れているということで、主要な施策の成果説明書にも書かれておりますけれども、この点、中身の伴った対応をしていただきたい。

ましてやこの地域防災計画において、市内の耐震化率を九十何%にするんだという目標もあります。こういったものを計画として定めているんだとしたら、実践していただかないと私はいけないというふうに思います。この点は市長を信じてこれ以上は申し上げませんが、委員会が終わった後、すぐにまた状況の情報提供をいただきたいというふうに思います。

庁舎の管理、資産経営ですね。歳入の観点から質問をいたしたいと思っております。

奈良市の公共施設において自動販売機が不適切に設置され、市職員の私的な団体に資金が流れていたという点については、本年5月の総務委員会でも指摘をいたしました。本来、入札をして相当の金額が奈良市の歳入として計上されるべきものが私的な団体に流れていたということは、市民から到底理解を得られないというふうに思います。歳入額にも影響があるものであります。

その後、実態の調査をされたと思いますが、何の説明も今までいただいておりますが、議会直前までいただいておりますが、やはりさらなる不信感を抱かざるを得

ないわけではありますが、市職員の親睦会に流れていたのかどうか。流れていたとすれば何に使われていたのか、この点について副市長のほうから簡潔に御説明願えますか。

○向井政彦副市長 ただいまの御質問は、環境部の自動販売機のことかと考えます。この部分についてはいろいろ調査もいたしました。実際にいつから設置されたかというのはまだ不明の状況でございます。現在の環境清美センター事務厚生棟、それが建つ以前の施設においてもまたあったということ、そして現在の事務厚生棟、これが昭和63年にできておるんですけども、そのときに既に数台の自動販売機は存在していたということは確認できております。

この設置目的というのは、ごみ収集や分別作業に従事する職員、また工場は24時間動いておりますので当直等の職員の飲料水や軽食の補給というのが必要であって、御存じのようにあの周辺には、当時からも施設内にも近隣にも購買店がないということで、職員の福利厚生という意味で自動販売機が設置されていたと考えております。

おっしゃいますように、これは本来であれば職員の労働安全、安全衛生と、また福利厚生という意味で市が設置するということをするべきであったと思いますが、既に現場の職員らで構成されている、今おっしゃいました親睦会の組織が先行して設置を行っていたものであるというふうに考えております。それが現状でございます。

○三橋和史委員 福利厚生だというような御答弁だったかと思いますが、私、調査の結果を記した要旨を確認いたしましたけれども、本来市に収入があるべき、公金として歳入として計上されるべきものが、市職員の親睦会の諸行事や慶弔費に充てられていたというようなことも書いております。これは福利厚生じゃありませんよね。親睦会の諸行事に流れていた、これは市職員の親睦会、公の支配に属さない団体でありますから、これは私的な団体でありますよね。この点は、やはり不適切なんじゃないかというふうに思うんですね。

福利厚生の方から設置されて問題がないんだというようなことで聞き取れたんですけども、その辺いかがですかね。親睦会の諸行事というのは具体的に何のことか、御存じだったら示していただいても結構です。わからないのであれば、親睦会のこういった活動の経費に充てられていたという調査結果があるわけですから、この点は不適切だったのかどうか。不適切だから今後入札に改められるのか、前の状態でも別によかったけれども、指摘があったから改められるのかは全然意味が違うわけであって、その点の認識をお示しいただけますか。

○向井政彦副市長 先ほど申し上げましたのは、調査をした時点での現状というか、その時点のお話でございました。親睦会の内容といいますのは、親睦会の諸行事とか活動経費、それから慶弔経費、職場で必要な一部消耗品ですね——洗濯の洗剤であったり石けんであったり入浴施設の備品など、そういう福利厚生的な経費にも充当されていたと聞いております。

しかし、おっしゃられますように、確かに親睦会というのは公的な組織でもございません。そういう意味では、我々もそこはやはり不適切な状態であったと、そこは考えました。そういう意味で、今は平成28年からは市が管理するというところでござりますし、今、入札も終わったところでございます。

○三橋和史委員 公金として入るべき資金が市職員の親睦会に流れていたということは言語道断でありまして、必ず改善されて、市民に対してもその旨を積極的に情報提供されたいというふうに思いますし、入札によって歳入額もまた変わってくるわけでありまして、その点を反映した形での予算編成もお願いをしておきたいというふうに思います。

続いて、研修経費の一つとして法令遵守推進経費が執行されております。これに関連して、続

いて副市長にお尋ねいたします。

最近、市長宛て提出された市民による署名について、その個人情報が記載された名簿をその利益が対立する団体に市から提供するという、通常では理解しがたい個人情報の漏えい事件があったところであります。簡単な事案の説明と、再発防止に向けた具体策をお示しいただけますか。

○向井政彦副市長 個人情報の漏えいということで、今おっしゃったとおりでございました。我々もそれを聞きまして大変びっくりして、大変遺憾な思いでございます。

そこで、原因ということもしっかり調査をして再発防止に努める、もちろん職員に対しての厳正な対応というのは必要だと思っております。原因といたしましては、やはりまずは職員それぞれが個人情報の適正な取り扱いということの認識、まして今回の場合はそういう署名の内容も含めたら、そういう判断をするというのは間違っているというのは当然だと思うんですけども、そういう認識の欠如、それからそれを上司の者も含めてしっかりチェックができていないと、そういうチェック機能、そういう意味では大変問題だと思っております。その辺は今後しっかり改めて、二度とこういうことがないようにやっていきたいと思っております。

○三橋和史委員 今回の個人情報の漏えいという事件についてでありますけれども、やはり市民は平穩に請願したり陳情したり、そのために署名を提出されるということがあるわけであります。事情によっては世間には知られたくない、私が自分自身が署名に参加していることは知られたくない、まして利益が対立する団体には絶対に知られたくないと思うのは通常の市民感覚であるかと思えます。平穩に陳情したり請願したりという権利を行政が間接的にこういったことで侵害してはいけないというふうに思えます。私は、別に当該職員を処分せよと言っているわけではありませぬ。再発防止に向けて取り組んでいただきたい。そのためには、やはり今回発生した部署だけではなくて全庁的な意識の持ちようですよ。これは法的な知見の向上、そういった面からも人事の部局も関係する事案かというふうに思えますので、そういったこと、当たり前のことを当たり前のようにできる市役所というのがまずは求められるというふうに思えますので、再発防止に向けた取り組みをお願いしておきたいというふうに思えます。

次に、何度も申しわけないんですけども、危機管理課長にお尋ねをいたします。

自治会が行う防犯カメラの設置に対する補助事業に関係してお尋ねをいたします。

自治会がその地域で防犯カメラを設置するに当たっては、犯罪の抑止や事故状況の見分などに資するわけでありますが、一方ではプライバシーの侵害のおそれなどが懸念されておまして、その点を考慮した措置が講じられるべきものと考えます。奈良市ではどのような措置を講じられているかお尋ねをいたします。

○村上進一危機管理課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

自治会等が設置する防犯カメラ設置及び運用に関する奈良市ガイドラインの策定についての御指摘です。

委員お述べのとおり、防犯カメラにつきましては、犯罪が起こった場合の早期解決や犯罪抑止の観点からも非常に大きな力を発揮いたしますが、防犯カメラに記録された個人の画像につきましては、特定の人物を識別できる個人情報であり、個人情報の保護に関する法律に定められている個人情報としての保護対象となりますことから、個人情報保護法において各種の遵守義務を課される個人情報取扱事業者においてはもちろん、そうでない者も個人のプライバシーや個人情報の保護の観点から、その設置・運用につきましては十分留意する必要があります。

本市といたしましては、自治会等が設置する防犯カメラ設置及び運用に関する奈良市ガイドラ

インを制定しておるところでございます。

カメラの管理・運用に当たりましては、管理責任者を指定すること、防犯カメラの設置場所を明確にすること、撮影範囲につきましては必要最小限にすること、防犯カメラが作動中であること及びその管理責任者等を表示すること、その他撮影した画像データの管理に際して留意すべき事項等を運用基準として自治会等に対し、お示ししておるところでございます。

しかしながら、プライバシーの侵害や個人情報の不適切な取り扱いが生じるおそれはあることから、本市のガイドラインの内容を踏まえた適切な運用基準を盛り込んだ管理規定を定めていただくよう、自治会等に指導させていただいているものでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 ガイドラインの作成やそれに基づく自治会への指導というのは、補助事業として公金を支出するからという理由ではなくて、たとえ任意団体である自治会の取り組みであるといっても、公共の場所におけるプライバシーの侵害の予防の観点から、行政の責任として行っているという解釈でよろしいでしょうか。

○村上進一危機管理課長 御質問にお答えいたします。

委員お述べのとおりでございます。

○三橋和史委員 地域防犯活動推進経費の項目で、市内各駅周辺に市としても防犯カメラを設置し、犯罪の発生の抑止に努めたという成果説明書の記載もございますが、率直にお聞きするんですけども、犯罪の発生の抑止というふうにありますけれども、こういった市が行うべきカメラの設置事業と警察における事業との区別のこの考え方についてはどのように捉えられているのか、御説明願えませんでしょうか。

○村上進一危機管理課長 御質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置におきましては、当初から設置目的におきまして市民の安全・安心を担保するために、犯罪抑止の観点及び事件発生時の警察との連携によります犯罪発生の証拠等の事件解決におきまして有効であるということで設置をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 何か私、今までいろんな資料を見てきても、市の事業として設置している防犯カメラの設置事業ですね。これは警察が行うべき事業なのかなという疑問も率直な感想としてあるわけなんです。やはり市としても財源が限られている、奈良県警察も財源は限られているんでしょうけれども、どちらが負担するんだというような疑義というのは、いろんな行政項目で執行項目でそういった同じようなことがあるわけですね。前にも申し上げましたけれども、人事の観点から職員を奈良県に7名派遣している、これは県と市との役割分担どうなっているんだという問題もありますし、今回の防犯カメラは一例でございますけれども、何か警察と市との役割分担というか、事業の主体の区別はどうなっているんだというところですね。余り納得できないような項目もほかにもやっぱりあるんですね。

そういった観点からも、今回の決算を踏まえた上で、来年度以降の予算編成に生かしていただきたいというふうに思います。今回は、防災の観点からも申し上げましたし、資産経営の観点からも申し上げましたし、歳入、徴税の観点からも意見を申し上げました。この議会審議を踏まえて翌年度の予算に生かしていただくとともに、まだまだ今年度は続きますので、今年度の予算執行、適正な執行に向けても取り組んでいただきたいというふうに意見を申し上げて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○山口裕司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。
午後2時36分 休憩